丸岡白舟書体　利用許諾契約書

この利用許諾契約書（以下「本契約」といいます。）は、お客様と株式会社筆まめ（以下「弊社」といいます。）との間で締結する、本製品の利用に関する契約です。お客様が本製品の記憶媒体（第１条に定めます。）の包装等を開封した場合、本製品をダウンロード若しくはインストールした場合、又は本製品を利用した場合には、お客様が本契約の全ての規定を承諾したものとみなされます。本製品の記憶媒体の包装等を開封し、本製品をダウンロード若しくはインストールし、又は本製品を利用する前に、本契約を必ずお読みください。

利用許諾契約書

（定義）
第１条　本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。
（１）本製品　弊社が販売する「丸岡白舟書体」をいい、本ソフトウェア（次号に定めます。）及びマニュアルその他関連資料の全部をいいます。
（２）本ソフトウェア　本製品のうち、コンピュータプログラム及びコンテンツ（次号に定めます。）をいい、弊社が権利者の許諾の下に提供する第三者の著作物も含みます。
（３）コンテンツ　本製品のうち、イラスト、写真、デザイン及びフォント等をいいます。
（４）記憶媒体　本ソフトウェアを記憶させたＣＤ-ＲＯＭ及びＤＶＤ-ＲＯＭ等をいいます。

（利用権の許諾）
第２条　弊社は、本契約記載の条件に従い、本製品に関し、日本国内における次に掲げる非独占的かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。
（１）本ソフトウェアを１台のコンピュータにインストールして利用する権利。

（禁止事項）
第３条　お客様は、本契約で許諾される場合を除き、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
（１）本製品を複製する行為。
（２）本製品の全部又は一部を第三者に譲渡、貸与又は利用許諾する行為。
（３）本製品のコンピュータプログラムの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル及び逆アセンブルを行う行為。
（４）本製品をレンタルその他の賃貸業、宣伝、広告、販売その他の商業行為又は当該商業

行為に類似する行為に利用する行為。ただし、弊社の事前の書面による承諾ある場合はこの限りではないものとします。
(５)本ソフトウェアをネットワーク経由で利用させ、又は本ソフトウェアを第三者に送信可能な状態にする目的でネットワーク上に蓄積する行為。
(６)本ソフトウェアをネットワークサーバ上に蓄積し、本ソフトウェアの機能を利用した処理又はサービスをネットワーク経由で提供する行為。
(７) 弊社がお客様に提供するユーザＩＤ、シリアルナンバーその他の識別情報を第三者に開示し又は提供する行為。
(８)コンテンツ又はコンテンツを利用した作成物により対価を受ける行為。
(９)商標、意匠その他の権利が発生しうるものに対してコンテンツを利用する行為。
(10)本製品に表示されている著作権その他権利者の表示を削除し、又は変更する行為。
(11)本製品を日本国外に持ち出し、及び日本国外で利用する行為。
(12)公の秩序又は善良の風俗に反して利用する行為。
２　前項の規定にかかわらず、お客様は、別紙に掲げる利用条件において、コンテンツを利用することができるものとします。

(権利の帰属)
第４条　本製品の著作権その他の知的財産権は、弊社又は弊社に対する許諾者に帰属するものとし、お客様には一切帰属しないものとします。

(保証)
第５条　弊社は、お客様がユーザ登録を完了した場合に限り、本製品について、次の各号に掲げる保証を行うものとします。ユーザ登録は、弊社が定める製品ユーザ登録規約に基づき行うものとします。
(１)本製品の記憶媒体やマニュアルに物理的な欠陥、乱丁又は落丁があった場合における良品との交換。ただし、本製品を買い受けた日から３０日以内にお客様が弊社に通知した場合であって、かつ弊社が交換を必要であると認定したときに限ります。
(２)本ソフトウェアに重大な瑕疵があった場合における、弊社の選択による記憶媒体の交換、修補プログラムの提供若しくは解決方法の案内、又はお客様が弊社に対して本製品の購入を証する領収書又はその写しを交付した場合における代金の返金。ただし、本製品を買い受けた日から６か月以内にお客様が弊社に通知した場合であって、かつ弊社が何らかの対応が必要であると認定した場合に限るものとします。

(免責)
第６条　弊社は、本製品の利用に起因してお客様が被る損害に関して、いかなる責任も負わないものとします。

２　請求原因の如何を問わず、弊社が負う責任は、お客様が実際に支払った本製品の対価を上限とします。

(サポートサービス)
第７条　弊社は、お客様がユーザ登録を完了した場合に限り、次の各号に掲げるサービス(以下「サポートサービス」といいます。)を提供するものとします。
(１) 弊社の製品優待販売などの情報の提供
(２)記憶媒体を破損した場合における有償での再提供
(３)本製品の操作説明
２　お客様は、お客様がユーザ登録を完了した日から、本製品販売終了の９０日後までに限り、日本国内において本製品のサポートサービスを受けることができるものとします。
(合意管轄)
第８条 本契約及び個別契約に関する訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

東京都港区芝四丁目５番９号
株式会社筆まめ

【別紙】

本契約第３条第２項に定めるコンテンツの利用に関する条件は、次に掲げるとおりとします。

１．コンテンツの利用の可否

利用方法
利用の可否
（１）広告、カタログ、チラシ、DM、POP 等の紙媒体印刷物・PDF ファイルの作成
○
（２）ホームページ、Web バナー等のデジタル媒体での利用
○
（３）商品パッケージ、ラベル等ロゴ以外の箇所への利用
○
（４）看板(電飾含む)、のぼり等の屋外広告の作成
○

（5）プロモーションビデオ、CF、映画、アニメ等の映像媒体での利用
○(※1)
（6）ロゴ・マーク・商標登録・意匠登録等の権利が発生するものへの利用
○(※2)
（7）キャンペーンタイトル等商標登録・意匠登録等をしないロゴへの利用
○(※2)
（8）印章・表札等、製品そのものへの印字・印刷
○(※3)
（9）アプリケーション、ゲーム等のソフトウエアでの表示
○(※4)
（10）書体そのものを販売する行為
×

凡例
○ 利用可能
△ ご購入者本人の利用のみ可能（請負いによる制作は禁止）
× 利用不可
※ 別記詳細を参照

（※1）映像媒体での利用
・ 映画・アニメ関係での利用
映画・アニメの中でフォントを利用する場合は、エンディング・取扱説明書・パッケージ等のいずれかに簡単なクレジットを記載するものとします。当該記載については、事前に次項に規定する確認先に確認するものとします。

（※2）ロゴ・マークへの利用
・書体見本を使って該当書体のロゴの請負を専門にする事（ネット含む。）は禁止します。

（※3）印章・表札等、製品そのものへの印字・印刷
・ 表札製造販売関係での利用
該当書体の書体見本を広域の複数の販売店（ネット含む。）に配布し、製造卸しをされる場合は、別途弊社と契約が必要です。当該契約については、事前に次項に規定する確認先に確認するものとします。
・ 印章関係での利用
認印又は既製ゴム印等の「既製品」を該当書体で製造卸しをされる場合は別途、弊社と契

約が必要です。当該契約については、事前に次項に規定する確認先に確認するものとします。

（※4）ソフトウエアでの表示
・アプリケーションやゲームの中で画像化したフォントをお使いの場合は、エンディング・取扱説明書・パッケージなどのいずれかに簡単なクレジットを記載するものとします。当該記載については、事前に、次項に規定する確認先に確認するものとします。
また、全ての文字を画像化したり、TrueTypeフォントそのものを他の形式に変換してゲームソフト内に組み込む時は、別途、弊社と契約が必要になります。当該契約については、事前に、次項に規定する確認先に確認するものとします。

２．利用条件等の確認先
前項に規定する場合又はその他類似の利用の場合において、事前の確認が必要な場合は、次に掲げる確認先に問い合わせを行うものとします。
・株式会社筆まめインフォメーションセンター

【重要なお知らせ】会社名変更について

弊社製品をご購入いただきまして誠にありがとうございます。
本製品内に収録されている使用許諾契約書及びマニュアル等に記載の社名が、弊社のグループ企業である「株式会社クレオ」と記載されている場合があります。この場合、「株式会社クレオ」とあるのを「株式会社筆まめ」と読み替えていただきますようお願いいたします。
本製品をご購入いただきましたお客様の製品ユーザ登録は、株式会社筆まめで承り、ご購入いただきました製品に規定されております通り、保証、製品ユーザサポートサービスをご提供させていただきます。本製品の保証、製品ユーザサポートサービスの内容につきましては、本製品の使用許諾契約書等をご確認ください。
過去に株式会社クレオの製品をご購入いただき、既に製品ユーザ登録をお済ませのお客様につきましては、MyCreoID及びご登録いただいたパスワードを引き続きご利用いただけます。